

## 浜松市住宅連絡会設置要領

(目的)

第1条 浜松市住宅連絡会(以下「連絡会」という。)は、浜松市の住宅政策及び市営住宅の管理運営に関する事務について協議し、適正な住宅管理運営することを目的として設置する。

(組織)

第2条 連絡会は住宅課内のグループ長以上で組織する。

(部会)

第3条 連絡会に下記の部会を設け部会ごとに協議を行う。なお、必要に応じその他の関係者を入れることが出来る。また、各部会において事務担当者を対象とした組織による事務連絡会を設置することができる。

- 1 市営住宅管理部会
- 2 市営住宅検討部会
- 3 市営住宅建設部会

(協議内容)

第4条 部会における会議においては、次の各号の内容について協議を行う。

1 市営住宅管理部会

- (1) 住宅課所管の予算・決算に関すること
- (2) 管理運営委員会の運営に関すること
- (3) 市営住宅の管理運営全般に関すること
- (4) 家賃滞納等による法的措置対象者の選定に関すること
- (5) その他住宅の施策に関すること

2 市営住宅検討部会

- (1) 募集の方法(高齢者、障害者、子育て世帯、外国人など)に関すること
- (2) 入居者の生活支援に関すること
- (3) 高齢者、障害者、子育て世帯向け等の住宅の提供に関すること
- (4) その他住宅及び福祉等生活支援に関すること

3 市営住宅建設部会

- (1) 住宅建設等の技術的基準に関すること
- (2) 住宅に関する法令に関すること
- (3) 設計、工事に関すること
- (4) その他住宅建設に関すること

(会長等)

第5条 連絡会の会長は住宅課長、副会長は課長補佐が務める。

- 2 会長が出席できない場合は、副会長がその職務を代理する。
- 3 部会の会長は、住宅課課長補佐が努める。

(会議の開催)

第6条 連絡会は必要に応じ開催するものとする。

2 連絡会の開催は、会長又は副会長が招集するものとする。

3 会長は、必要に応じて市営住宅の指定管理者を招集することができる。

4 部会は必要に応じ部会長が召集する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。